

久留米市外国語指導助手(ALT)活用事業派遣業務について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和8年9月7日

久留米市長 原口 新五

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 久留米市外国語指導助手(ALT)活用事業派遣業務
- (2) 業務内容 業務内容の詳細は、久留米市外国語指導助手(ALT)活用事業派遣業務仕様書のとおり。
- (3) 業務期間 契約締結日から令和12年3月31日まで。
ただし、契約締結日から令和9年3月31日までの間は、事業準備期間とする。
- (4) 業務場所 久留米市教育委員会、久留米市立小・中・特別支援学校、その他研修に係る会場等

2 予算額

見積額の上限は287,268,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)とする。
なお、1(3)に記載する事業準備期間については、事業者の負担とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 久留米市から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税(法人税又は所得税及び消費税をいう。)を完納していること。
- (4) 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税を完納していること。
 - ・久留米市内 県税及び市税
 - ・久留米市以外の福岡県内 県税
- (5) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされて